２【継続開示会社たる保証会社に関する事項】⑶⑼
⑴【保証会社が提出した書類】
①【有価証券報告書及びその添付書類又は半期報告書】
［略］
［②・③　略］
⑵　［略］
３　［略］
［第２・第３　略］
（記載上の注意）
以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る⑿及び⒂を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書の他の箇所」とあるのは「有価証券報告書の他の箇所」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。
［⑴～⑵⑸　略］
⑵⑹　財務諸表
ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
［ｂ・ｃ　略］
ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。
ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。
［⑵⑺～⑷⑸　略］

第四号様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

２　［同左］
⑴　［同左］
①【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書】
［同左］
［②・③　同左］
⑵　［同左］
３　［同左］
［第２・第３　同左］
（記載上の注意）
［同左］

［⑴～⑵⑸　同左］
⑵⑹　［同左］
ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。
［ｂ・ｃ　同左］
ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。
ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。
［⑵⑺～⑷⑸　同左］

第四号様式

【表紙】
【提出書類】　有価証券報告書
【根拠条文】　金融商品取引法第24条第３項
【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）